

有効期限は7月31日。8月からはマイナ保険証が新しい資格確認書をご利用ください

国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書

水色の封筒で郵送

国民健康保険

マイナ保険証を持っている人には資格情報のお知らせ(A4・白)を、持っていない人には資格確認書(藤色)を郵送します。

資格情報のお知らせは記載内容に変更がない限り有効です。大切に保管してください。

問国保年金課Tel71-2029

限度額適用認定証の申請は7/14から

現在の認定証の有効期限は7月31日。8月1日以降に入院や高額な医療を受ける人は申請してください。

(8月以降は申請月の初日から有効な認定証を交付)

マイナ保険証なら、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度の限度額を超える支払いが不要に。マイナンバーカードをお持ちの人はぜひご利用ください！

※マイナ保険証を利用しても長期入院該当の申請は必要です。

資格情報のお知らせが届いた人

次の場合、新しい資格情報のお知らせを郵送します。

■有効期限が入っている場合(有効期限前に郵送)

■70歳になる場合

(誕生月の翌月からの負担割合を記載したものを誕生月末日までに郵送。1日が誕生日の人は前月末日までに郵送。)

■負担割合が変更になる場合

資格確認書が届いた人

有効期限は令和8年7月31日まで

令和8年7月31日までに70歳になる場合

→誕生月の末日(1日の場合はその前月末日)
有効期限前に郵送します。

令和8年7月31日までに75歳になる場合

→満75歳の誕生日の前日
(75歳からは後期高齢者医療保険)

有効期限の例外

黄色の封筒で郵送

後期高齢者医療

黄色の保険証または資格確認書をお持ちの人と、本年8月で75歳になる人に新しい資格確認書(青色)を黄色の封筒で郵送します。

・本年9月2日以降75歳になる場合、誕生日の前月に新しい資格確認書を郵送します。

・限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用

認定証の負担区分等の変更がない人、資格確認書の限度区分欄に記載がある人には、限度区分を記載した資格確認書を郵送します。限度区分の記載がない人で記載が必要な人は申請してください。

問国保年金課 Tel 71-2475 または
県後期高齢者医療広域連合 Tel 026-229-5320

こちらも8月更新!

福祉医療費受給者証(ひとり親家庭・障がい者資格)と介護保険負担割合証

福祉医療費受給者証

ひとり親家庭・障がい者資格の福祉医療費受給者証が8月1日で更新となります。資格継続者には7月下旬までに新しい受給者証を郵送します。

障害者手帳の有効期限が切れている場合、障害者手帳の更新が必要です。

問福祉課 Tel 71-2253

介護保険負担割合証

要介護(支援)認定を受けている人に、8月1日から来年7月31日までの介護保険負担割合証(ピンク色)を7月中旬に郵送します。介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービス利用時に事業者へ提示してください。

問高齢者介護課 Tel 71-2472

7月中旬から確認通知ハガキを順次発送

戸籍のフリガナをご確認ください

問市民課
Tel71-2489

安曇野市に本籍がある人には7月中旬から順次フリガナの確認通知を送付します。本籍が市外にある人には、本籍地のある自治体から通知が届きます。いずれも通知が届いたら必ず内容をご確認ください。

ハガキが届いたらココをチェック!

氏名に^{ようおん}拗音(小文字)がある人

拗音が大文字で登録されている場合があります。

例) 上條(カミジョウ)が「カミジヨウ」など

氏名に濁音(ジ・ヂ・ズ・ヅなど)がある人

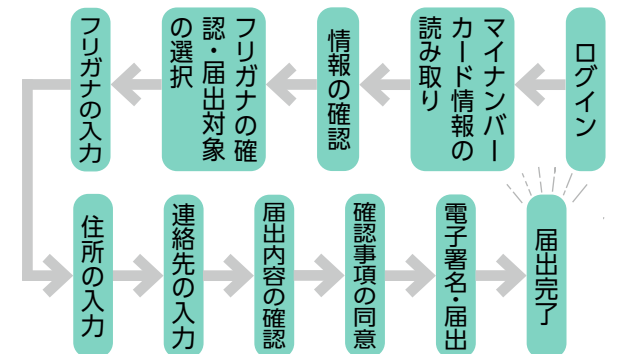
濁点の有無や「ジ・ヂ」「ズ・ヅ」が区別されているかご確認ください。濁音部分に変更がある場合、年金口座の再登録等が必要になることもあります。

例) 田近のフリガナが「ダヂカ」なのか「ダジカ」なのか
山崎が「ヤマサキ」なのか「ヤマザキ」のかなど

もしもフリガナが違っていたら届出を

- ・事前にパスポートや年金記録等に記載されているフリガナにも違いが無いかを確認してください。
- ・届出は市民課へ直接お越しいただくか、マイナポータルからお手続きください(他機関での手続きが必要な場合もあります)。

マイナポータルからの手続き手順



一度届け出たフリガナを再度訂正するときは家庭裁判所の許可が必要です。ハガキが届いたら必ず内容の確認を!



7月7日(月)から申請受け付け開始

高齢者の補聴器購入費用を補助します

問高齢者介護課
Tel71-2254

聴力の低下によって日常生活に不便を感じている高齢者の皆さんへ、補聴器の購入費用の一部を補助します。

対象者

- 次の全てを満たす65歳以上の市民
- ☐ 市民税非課税世帯の人
 - ☐ 市税等を滞納していない人
 - ☐ 身体障害者手帳(聴覚障がい)の交付を受けていない人
 - ☐ 医師から補聴器が必要と認められた人

補助金額

上限3万円(購入費の3分の2)

申請方法

補聴器の購入前に申請書、医師意見書、見積書(認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店のもの)を高齢者介護課へ提出。申請書は同課で入手できます。

申請を希望する人は事前にご相談ください。

提出先

〒399-8281(住所不要)
安曇野市役所 高齢者介護課 宛て

